

南丹市地域自立支援協議会
議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市市民福祉部社会福祉課)

平成28年度第2回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 平成28年10月20日（木）
2. 開催年月日 平成28年11月4日（金）午後2時～4時
3. 開催場所 南丹市役所4号庁舎2階会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名

- (1) 委員の総数 20名
- (2) 出席者数 15名
- (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	内藤政博	社会福祉法人京都太陽の園事務局長	○	
副会長	吉野 隆	南丹市身体障害者福祉会長	○	
委員	塩満 卓	佛教大学社会福祉学部講師	×	
委員	仲 絹枝	南丹市議会厚生常任委員	○	
委員	南 清	南丹市民生児童委員協議会副会長	○	
委員	松本久仁子	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	塩貝範子	口丹心身障害児者父母の会連合会	×	
委員	横谷善郎	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会日吉支部長	○	
委員	田中美優貴	京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部事務局長	○	
委員	高向一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	杉森良信	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター事務局長	×	
委員	奥村研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	好川賢一	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	細井 正	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	○	
委員	和田誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター長	×	
委員	丸岡恵真	京都府立丹波支援学校長	○	
委員	國府諭史朗	公立南丹病院事務局長	×	
委員	上西ますみ	京都府南丹保健所福祉室副室長	○	
委員	山本政寿	花ノ木医療福祉センター地域支援部相談係長	○	
委員	高屋光晴	障害者生活支援センターこひつじ所長	○	
合計	20名		15名	

5. 傍聴者数 1名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会 (矢田参事)</p>	<p>お待たせいたしました。皆様には、大変お忙しいなかご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>司会を務めさせていただく南丹市市民福祉部社会福祉課参事の矢田でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、開会にあたり、内藤政博会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>本日はお忙しいなかご出席いただき、ありがとうございます。また、平素から各分野で様々な問題にご尽力いただき、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>さて、平成28年7月26日、津久井やまゆり園において、施設入所支援を要する障がいのある方々が襲われて、19人の命が奪われ、27人が負傷するという事件が発生しております。抵抗できない方に次々と襲いかかり死傷させるという残忍な犯行であり、多くの障がいのある方やご家族、福祉関係者に強い衝撃と不安を与えた行為は、とうてい許すことができません。このような痛ましい事件が二度と起きないように、そして、風化させないように、事件の検証や再発防止策等の情報を開示することが必要であると私は思っております。</p> <p>さて、本日の主な協議事項としては、障がいのある人が地域のなかで人格と個性を尊重され、障がいの有無に関わらず、互いに支えあい、安心して充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向け、平成27年度から29年度の3年間を期間として、皆様で作成していただいた第4期南丹市障害福祉計画の進捗状況と、前回ご協議いただいた重点的に取り組むべき課題における解決に向けて、各関係団体への調査結果等について、それぞれご審議いただきたいと存じますので、どうかよろしくお願いたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、委員数20名のうち本会議の出席委員数は15名で、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、内藤会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、協議事項（1）障害福祉計画の進捗状況について、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼いたします。はじめに配布資料を確認させていただきます。</p> <p>次第、資料①障害福祉計画の進捗状況、資料②重点的に取り組むべき課題を</p>

配布しておりますが、漏れ落ち等ございませんでしょうか。

障害福祉計画の進捗状況について、資料①をご覧ください。

なお、事前に資料送付もしておりますので、27年度実績を中心に主だった部分のみご説明させていただきます。

1ページの「福祉施設から地域生活への移行」ですが、ここでは福祉施設とは入所施設を、地域生活とはグループホームや在宅生活を指します。

計画では、25年度末の施設入所者52人を基準に、29年度末には、地域生活移行者が累計7人、入所者は累計3人減少させて49人にするという数値目標ですが、27年度実績は、地域生活移行者が0、入所者は2人減となっております。

地域生活の受け皿となるグループホームは、市が助成した施設も含めて27年度に3施設が新設されましたが、入所者はもともと地域生活が困難な方で、加齢でさらに重度化の傾向もあり、入所施設から地域生活への移行は、なかなか難しいのが現状です。

続いて「福祉施設から一般就労への移行」ですが、ここでは福祉施設とは就労支援事業所を、一般就労とは企業等への就労を指します。

計画では、一般就労移行者は24年度の移行者3人を基準に、29年度に6人、就労移行支援施設利用者は25年度末の利用者4人を基準に、29年度に7人にするという数値目標ですが、27年度実績は、一般就労移行者が0、就労移行支援施設利用者は3人となっています。

26年度に就労支援ネットワーク会議を設立して様々な取り組みを始めている他、後ほどご協議いただく重点課題にも一般就労を上げており、協議会やハローワーク、就業・生活支援センターとも連携して、工賃アップから一般就労もめざした取り組みを進めていきたいと考えております。

2ページの「居住系サービス」では「共同生活援助」が、26年度から27年度にかけて9人増加しており、今後も増加する見込みです。

「相談支援」では「計画相談支援」が、サービス等利用計画の作成を順次進めてきた結果、26年度から27年度にかけて9人増加しており、見込にかなり近づいてきたところです。ただし、依然として事業所の参入が不十分な状況ですので、事業者の相談支援への参画をお願いしたいと考えております。

「障がい児への支援」では、いずれも見込を下回っておりますが、「放課後等デイサービス」は大幅な伸びとなっております。これは、市制度の「日中一時支援事業」から児童の移行が進んだことによるものです。

3ページの「意思疎通支援事業」では、「要約筆記者派遣事業」と「手話通訳者派遣事業」ともに見込を上回っております。これは障がい者福祉のあんない

	<p>版や聴覚障がいのある方との意見交換会等を通じて、制度周知を図った効果と考えております。今後も聴言センターとともに、さらなる制度周知や人員確保に取り組みたいと考えております。</p> <p>「移動支援事業」では、年々実績が低下しておりますが、これは国制度の「同行援護」と「行動援護」への移行が進んだことによるものです。</p> <p>4ページの「日中一時支援事業」では、見込を大幅に下回っていますが、これも国制度の「放課後等デイサービス」に児童の移行が進みました。</p> <p>26年度に創設した「重度重複障害者等移動支援事業」と「訪問入浴サービス事業」では、事業開始が10月だったこともあり、26年度は少ない利用実績でしたが、お知らせ版やケーブルテレビなどでの広報に取り組んだ結果、27年度は特に「訪問入浴サービス事業」で、26年度の5倍の利用実績となっております。</p> <p>数値の説明が中心でわかりにくい部分もあったかとは思いますが、制度の内容は障がい者福祉のあんなに版にも記載していますので、こうした実績を踏まえ、今後どのように施策を進めていくか、その基本的な方向に関するご意見をいただきたいと考えていますので、ご協議をお願いいたします。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
横谷委員	<p>前回の協議会で、一般就労の27年度実績は圏域で28名、うち南丹市は8名という説明があったかと思えます。</p> <p>ここでは0となっておりますが、どういうことですか。</p>
事務局	<p>障害福祉計画に載っている数値は、福祉施設から一般就労に移行された人数で、作業所等から一般就労された方は0ということです。</p> <p>圏域28名、うち南丹市8名というのは、就業・生活支援センターが関与して一般就労された人数で、作業所通所の有無に限らず、センターの仲介で一般就労された人数を指しています。</p>
横谷委員	南丹市内に就労A型施設もあるのですか。
事務局	南丹市内に就労A型施設はありませんが、実績には、市民の方で京都市等の就労A型施設を利用された方も含まれています。
高向委員	相談員が作成する計画相談のサービス等利用計画に基づいて支援することになりましたが、B型事業所が作成する個別支援計画の上位にこの利用計画があり、この時点で相談員がB型利用や就労する意思の有無を確認してから、事業所に利用計画が示されます。

	<p>従って、就労する力があると思われる方でも、計画相談の時点で就労しませんという計画になっていることがあります。</p> <p>相談支援事業所とB型事業所のつながりができていないところが原因かも知れませんが、計画相談が必要となってからこうした弊害が出ているので、障害福祉計画の目標を達成するためには、その辺りをうまくできるように考えてもらえたらと思います。</p>
事務局	<p>計画相談については、その人の望ましい将来像はどのようなものか、希望や能力等に応じて、それを実現するにはどのような支援が必要であるかといったことを、個別に利用計画に反映させるものです。</p> <p>就労に向けては、南丹市には1事業所しかありませんが、まずは就労移行支援事業所でその人が一般就労可能かどうか等を確認し、一般就労をめざせる人は一般就労、一般就労は難しいが一般就労に近い雇用の形で福祉就労できる方は就労A型、どちらも難しいなら就労B型というのが、全国的には基本的な流れになっております。</p> <p>障害福祉計画で掲げた目標値はめざすべきものではありませんが、障がいのある方それぞれにとって、どのような生活が望ましいのかということが最も大切なことであって、そのなかで就労B型が望ましいとなった方については、短期的に見ると一般就労は難しいのではないかと思います。</p> <p>計画相談については、就労に限らず、人生設計を考えるなかで最も望ましい支援方針を出していくものですので、その延長線上に一般就労があるのかないのか、就労B型が1つの進路として示された方は、その時点ではそのような支援が望ましいという判断であったということです。</p> <p>こうしたことから現実的になかなか難しいとは思いますが、就労B型に行かれた方についても、就労支援ネットワーク会議や重点課題に位置付けた一般就労支援のなかで、可能な取り組みを模索していきたいと思えます。</p>
高屋委員	<p>計画相談をベースに個別支援計画を立てるなかで、お互いの思いが違ったりしてなかなか進まないといった話かと思えますが、本来は、作業所を利用する前の段階で相談支援事業所と話をし計画相談を作成し、それをベースに個別支援計画を作成するというのが正規の流れです。</p> <p>最初から計画相談が入ればスムーズに進みますが、既に作業所を利用している状況で計画相談が後から入れば、後づけの利用計画となってしまう、作業所と相談支援事業所との思いが違うこともあるかと思えます。</p> <p>こうした場合、相談支援事業所が作成した利用計画でも、長年見ておられる事業所からこの人はこういう力がある等言ってもらえれば、プランの作り直し</p>

	も可能ですので、お互い連携しながら、その人にとって何が必要なのか等を協議してもらえればと思います。
会長	他にご意見やご質問はございませんか。 特にないようですので、この計画に基づいて引き続き進めるということで確認したいと思います。以上について、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
会長	異議なしの声をいただきましたので、ご承認いただけるようでしたら挙手をお願いいたします。
	(挙手)
会長	挙手全員により、承認されたものとします。 続いて、協議事項(2)重点的に取り組むべき課題について、事務局に説明を求めます。
事務局	重点的に取り組むべき課題について、資料②をご覧ください。 1 ページは前回の協議会で提出した資料ですが、「障がい者の一般就労支援」、「障がい児の就学支援」、「圏域障害福祉事業者等の研修プラン策定」の3つを、重点課題として位置づけることにご承認いただいたところです。 2 ページは一般就労支援について、労働施策と福祉施策のすき間解消をめざすため、福祉部門から見た具体的課題を洗い出したうえで、労働部門と福祉部門で協議を進めるということで、各事業所に調査を行いました。設問は、一般就労への障壁、支援にあたっての連携体制、支援にあたって困ること、就労後の定着に必要な手立ての4つです。 3 ページは就学支援について、教育施策と福祉施策のすき間解消をめざすため、福祉部門から見た具体的課題を洗い出したうえで、教育部門と福祉部門で協議を進めるということで、各事業所に調査を行いました。設問は、現在福祉部門が対応しているが、教育部門が対応した方がよいこと、逆に、現在教育部門が対応しているが、福祉部門が対応した方がよいことの2つです。 4 ページは障害福祉事業者等の研修について、圏域の事業者全体のレベルアップを図るため、事業者の意向を把握したうえで、保健所等と連携して中期的な研修プランを策定するというので、各事業所に調査を行いました。設問は、研修内容・対象者・開催時期・その他の4つについて、事業所単位の意向を伺っております。 5 ページは就労支援に関する調査結果で、障がい者就労支援事業所等11団

体から回答いただきました。

「一般就労への障壁」では、当事者側が「就労意欲が低い。維持できない」、「身体的な能力や高齢化」、「精神的に1日勤務できない」、福祉事業所側が「就労支援員が確保できない」、企業・社会側が「障がいへの理解不足」、「仕事や交通手段の少なさ」、「障がい特性とのミスマッチ」といったことが挙げられています。

「支援にあたる連携体制」では、就業・生活支援センターとは「情報交換」、「各種手続き」、「職業訓練校の紹介から就労に結びついた」、「現状サービスでの目標設定等の助言を受けた」、ハローワークとは「同行支援」、「就労への応募」、相談支援事業所とは「相談員との情報共有」、その他「就労準備事業の利用」や「取引先企業での実習」といったことが挙げられています。

「支援にあたって困ること」では、当事者側が「希望と現実との違いが理解してもらえない」、「コミュニケーションがとれずに、仕事の能力はあっても面接に至らない」、「現状で満足している方が多い」、企業・社会側が「医療面など受け入れ環境が不明」、「就労移行事業所がない」、「美山では通勤手段の確保が困難」、「障がい者を健常者に近づける考え方が多い」といったことが挙げられています。

「就労後の定着に必要な手立て」として、「トライアル雇用制度」、「施設利用と併用しながら徐々に勤務量を増やす」、「支援者による訪問や就職先との連携」、「受入先の障がい理解」、「就労後に気軽に立ち寄れる場の確保」、「生活力や家計管理への支援」といったことが挙げられています。

6・7ページは就学支援に関する調査結果で、障がい児福祉事業所等8団体から回答いただきました。

「教育部門が対応した方がよいこと」として、不登校の支援では「登校できる方法を考えるのは保護者や教育機関の責務」、「教育機関で解決し、福祉サービスは必要であれば利用すべき」、通学の支援では「通学できる保障は教育機関で考えるのが基本」、学習の支援では「学習は学校で教えるのが基本」、「合同勉強会などでの連携強化」、相談窓口では「会議等の主催は学校がすべき」、7ページに移りますが、教育と福祉の連携では「学校・福祉双方の支援を知る機会をつくる」、「それぞれの機関で抱え込むことが多いのでは」、「事業所と学校の関係が薄い」といったことが挙げられています。

6ページに戻りますが、「福祉部門が対応した方がよいこと」として、「学校が支援方法にヘルプを感じる事があれば専門職の介入を利用」、「すき間のないようにすることが相談員の役目」といったことが挙げられています。

8ページ以降は研修に関する調査結果で、障がい者福祉事業所等38団体か

	<p>ら回答いただきました。</p> <p>「人権啓発や虐待への対応」が11団体、「苦情対応」が9団体、「差別解消法」が5団体、「職員のメンタルヘルス」が4団体、「困難事例」、「職員の接遇・マナー」、「粗暴行為の多い利用者への支援」、「精神障がい者への支援」が3団体といったところで、同内容を複数回開催すれば多くの職員が参加できるといった回答が目立ちました。</p> <p>調査結果については、あくまで福祉部門からの視点で回答されたものであり、視点が変われば現状認識も変わってくるものと考えております。</p> <p>今後、福祉部門とは異なる部門とも協議を進めるにあたって、各部門が対立するのではなく、すき間解消に向けて、お互いが補完しあうように連携・役割分担できればと考えております。</p> <p>この協議会は様々な実施機関・お立場の方にご参画いただいている場ですので、幅広い視点からご意見やご助言をいただき、それを加味したうえで進めていきたいと思っておりますので、ご協議よろしくお願いたします。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
横谷委員	障がい児の就労支援の課題②について、いじめはなかったのですか。
事務局	課題②はいじめの問題ではなく、丹波支援学校の生徒が乗車するバスの中で、支援学校に通学するための交通手段としての問題を記載しています。
会長	調査結果から推測されることがあれば、事務局から補足をお願いします。
事務局	<p>一般就労については、福祉事業所等への調査結果を受けて、10月26日にハローワーク、就業・生活支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会の生活支援センター就労支援員、社会福祉課で調整会議を持ちました。</p> <p>今後の進め方としては、定期的に会議を持つのではなく、各機関の実務者で方向性を打ち出していくための会議を必要に応じて持つということで、会議の調整役は社会福祉課で担いますが、各機関が主体的かつ連携しながら課題解決に当たっていくことを確認したところです。</p> <p>就学支援に関しても、10月12日に子育て支援課、学校教育課、社会福祉課で事前調整会議を開催して、今後の進め方を確認し、11月28日には丹波支援学校、子育て発達支援センター、基幹相談支援センターも加えて、協議を始めることとしております。</p> <p>これらは以前からあった課題ですが、すき間自体が何なのかということからそれぞれ共有できていない部分があり、それぞれの部門がお互い1歩ずつ踏み出さないと、すき間は埋まらないと考えております。</p>

	<p>まずは各部門がそれぞれの守備範囲がどこまでなのか共通認識する、共通認識するなかで、どの守備範囲にも入っていない、または不明確なすき間を洗い出す、そのすき間のなかで連携や役割分担の明確化でカバーできる領域と、新制度を創設しなければカバーできない領域に仕分けしたいと考えています。</p> <p>そのうえで、連携や役割分担でカバーできる領域は、具体的な方法を示して早期に実践していく、新制度を創設しなければカバーできない領域は、予算措置や大きな人員体制の変更を伴う場合もあり、すぐには実施できない可能性が高いので、どのような制度であればカバーできるのか、制度創設の是非やどこがするのかも含めて、時間はかかりますが、明確に示すことがすき間解消に向けた方向性になるのではと考えております。</p> <p>今後、各機関と連携しながらできるだけ早期に方向性を打ちだして、協議会にも報告したいと考えております。</p>
奥村委員	<p>不登校の受け皿として、放課後等デイサービスと書いてありますが、不登校で学校へ行けない子どもが、朝からデイサービスに行かれているということなのですか。</p>
事務局	<p>不登校児童が昼間から放課後等デイサービスに行くと、義務教育を妨げることになりますので、学校のない時間帯に利用されています。</p> <p>不登校児童はなかなか他に社会との関わりを持ってないので、社会に関わる切り口が放課後デイ以外になくてそこが中心になってしまうと、本来は学校に行くための手立てが先にあって、その1手段が放課後デイであるべきなのに、そこしか切り口がないから、事業所が学校のことや家庭への支援も含めて対応しているという実情を事業所から聞きました。</p> <p>社会との接点が放課後デイに限られてしまうということが、そもそも問題ではないかという課題提起でございます。</p>
奥村委員	<p>放課後デイは、不登校でなくても利用できる制度ですよ。</p>
事務局	<p>放課後デイ自体は色々な方が利用できる制度ですが、不登校児童が社会と関わる受け皿が、放課後デイのみでは具合が悪いということです。</p>
上西委員	<p>メインはあくまで放課後にデイサービスを利用されるということですが、不登校児童の社会との接点という点で、放課後デイを利用されるケースがあるということです。</p>
事務局	<p>これらの意見は、あくまでも障がい児福祉事業所から出てきたもので、学校が何もしていないということでは決してありませんので補足します。</p>

松本委員	<p>各部門の守備範囲がどこまでかということが大事だと感じています。社協の事業所でも抱えていることで、福祉部門と教育部門であることを、はっきり切り分けることはなかなかできないかも知れませんが、どこまでやればいいのか関わる人間が抱え込んで悩んでしまっていることがあると思います。</p> <p>児童の相談支援事業所はなかなかないので、つくし園以外でもたくさんのケースを持っておられますが、すごく慎重に対応しているところなので、守備範囲を明確にしたり、協議の場において役割をはっきりさせることで、各機関のやるべきことがわかると思いますし、そうしてもらえるとありがたいです。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>丹波支援学校さん、この調査結果に何かご意見はございますか。</p>
丸岡委員	<p>本校にも学校へ行くのをぐずる児童や家から出にくいという児童は確かにいるのですが、放課後等デイサービスの活用に関して不登校児童の状況を確認した結果、本校ではこのような状況は特にはないと思っています。</p> <p>もしかすると、地域の小学校等のことではないかと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと、一般就労に関する調査結果について、ハローワークさん、何かご意見があれば承りたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
細井委員	<p>最終目的が就労ということではなく、個々の状況に応じる部分が大きいかと思えます。</p> <p>最近の状況は、市内の有効求職で仕事が決まっていない方が60名程度、管内では240名で大半は亀岡市の方です。4月以降に就職等に結びついた方は8名、10月時点では11名です。この方たちが継続しているかどうかは追及できていませんが、把握しているだけで2名は継続できていません。</p> <p>それと、一般校に通う障がいをお持ちの方からの相談が増えています。支援学校の方はご家族も一定理解して相談されることが多いのですが、一般校の場合はご家族の理解が弱くて、障害者手帳の交付を嫌がられたりして話がうまく進められないことがあり、こうした場合に福祉の専門機関に入っていただくなど、お互い協議しながら、できる連携を進めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>大変貴重なご報告、ありがとうございます。</p> <p>他の皆さん、ご意見どうでしょうか。</p>
上西委員	<p>発達障がいの子どもやボーダーの方も非常に多いなかで、普通校や大学に入学されても、途中でやっぱりなかなか難しいとって辞めたりされるのが課</p>

	<p>題になっていることは把握しています。</p> <p>圏域のネットワーク会議でも、発達障害部会を立ち上げて、乳幼児から将来に渡ってどのように支援を進めていくのか協議しており、保護者の理解についても、途中で保護者の気づきがあればよいのですが、そのようなこともなく来られた場合は後で課題となってきます。</p>
丸岡委員	<p>府全体では、中学校の特別支援学級を卒業後、約4割が高等学校に進み、約6割が特別支援学校の高等部に進まれます。南丹圏域ではその逆で、発達障害だけではなく知的障がいの方も含めて約6割が高等学校に進まれます。</p> <p>そうしたことから高等学校側も、保護者への理解をどう進めていくか、就労をどう進めていくかといったことに悩んでおられます。本校の地域支援センターにも、そうした相談が非常に多い状況です。</p>
会長	<p>こうした場でないと出てこないご報告・ご意見だと思いますが、他にございませんか。</p>
高向委員	<p>就労支援の件ですが、亀岡市では、生産性のある生活介護、就労継続A型・B型、就労移行支援といったメニューが全部揃っていて、機能分化されています。亀岡福祉会や亀岡作業所はB型と生活介護をされていますし、第3亀岡作業所では、就労支援に特化したB型から就労移行支援やA型の「たのしくはたらく」につなげて、そこから就労されたりしています。</p> <p>個人的な見方かも知れませんが、南丹市では、1つの事業所でB型と生活介護が混在している傾向があります。八木町では、はびねすで生活介護、あじさい園で生活介護とB型、城山共同作業所でB型をしています。例えば、B型ならあじさい園、A型なら城山共同作業所といった形で、働くことを求める人と生活介護の人が、同じ事業所で同じように支援を受けることが必ずしもよいとは思いませんので、その辺りを系統立ててつくっていくことが、就労したり自立したりするうえで必要な仕組みではないかと思います。</p> <p>なかなか難しいことかと思いますが、そうしたこともこの場で協議してはどうかと思います。</p>
事務局	<p>福祉事業所がたくさんあるところは必然的に人の多いところになるかと思いますが、連携や役割分担でカバーできる領域と、新制度や新たな社会資源でないとカバーできない領域のなかで、今のことは後者に入る部分ではないかと思います。南丹市にはB型ばかりでA型がなく、就労移行支援は1箇所しかないという現状の社会資源のなかで、こうした住み分けができるのかというと、各事業所の考えもあるでしょうし、市が「〇〇さんはA型をしてください」と言</p>

	<p>えばそれではできませんので、すぐにそれを変えていくのは難しいと思います。</p> <p>B型事業所等から色々なご意見も聞いており、就労移行支援がないために一般就労できる人なのかどうかを見極める機能が、南丹市には不足していることは確かなことだと思います。</p> <p>市内においても、園部は事業所が比較的多いですが、美山には1箇所しかないとか、居住地から通える範囲に事業所がどれだけあるかといったこともありますので、機能の住み分けは確かに必要ではありますが、少し時間のかかることだと思います。美山・日吉においても、民間事業所が育ってきておりますので、可能であれば新しい事業が展開できるように、市としても支援の方向を考えていかなくてはならないと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>私も施設を運営している立場ですので、その必要性は十分に感じています。事務局からあったとおりそれぞれの守備範囲を認識するなかで、共通する部分があれば、1つの方向に向けて進んでいく努力が必要だと思います。</p> <p>施設職員向けの研修について、保健所も継続して取り組まれています。何かご意見ございますか。</p>
<p>上西委員</p>	<p>意向調査の結果を見せていただいて、保健所でも、実地指導に行ったり事後報告やトラブル対応を見てきたなかで、このような研修が必要であろうと提案しているのが福祉人材職場定着促進事業の研修メニューです。</p> <p>南丹市の事業所がどのような研修を望んでおられるのか、こちらにとってもありがたい資料だと感じておりますし、これをベースにプランを検討したいとの考えかと思っておりますので、保健所の取り組みも説明させていただきます。</p> <p>福祉人材職場定着促進事業は、保健所主催の事業で、福祉人材の確保と職場定着促進に向けた取り組みの1つです。福祉人材の確保では、7月に「福祉職場での就職フェア京都丹波」を開催し、人材確保に努めました。そして、職場定着促進対策が、今回配布した研修です。前回の協議会でも、他業種に比べて離職率が高いとか人材不足といった話がありましたので、いかに離職を防ぐかといった視点で研修を企画しました。</p> <p>職場定着のための各種研修会として、今年度は2つのメニューを企画しました。まずは12月14日の管理者向け適切な保護者等対応研修会で、対象者が管理者・サービス管理責任者等、事故や苦情等における保護者等との関わり方について、弁護士の中田先生と京都社会福祉士会地域包括支援センター委員会の今井委員長に講義していただきます。1月26日の支援者向け上手な感情コントロール研修 アンガーマネージメントのすすめでは、指導員・支援員等で</p>

	<p>直接援助にあたる職員を対象として、自分の感情を上手にコントロールする方法について、アンガーマネジメントトレーニングプロフェッショナルの井上先生に講義していただきます。</p> <p>新規採用職員交流会では、採用後3年目までの職員を対象として、11月9日の交流会には29名の参加申込みがあり、12月9日に2回目の交流会を予定しています。</p> <p>こうしたことについて、亀岡市・南丹市・京丹波町・結丹とともに、この意向調査がベースにありますので、計画的・体系的に進めようということで、来年度の予算協議中でそれを受けてということ遅くなりましたが、来月から協議に入ることにしています。</p>
会長	他にご意見はありますか。
仲委員	<p>重点的な取り組みについて、一般就労支援と就学支援に関しては、具体性に欠けていると思います。研修に関しては具体的に動いていくのかなという感じがしますが、特に支援学校の通学バスで問題点がA・B・Cと挙げられていますが、生徒さんや保護者の方が困っておられることですので、関係機関の連携や役割分担で体制を整えるということでは遅いのではないかと思います。</p> <p>来年度にはきちんと対応できるようになっているのか、当面は暫定的に支援学校や京都府としてどう対応されるのか、南丹市には難しいことだとは思いますが、お聞きしたいです。</p>
事務局	<p>この課題を協議会に挙げて、重点的な課題として位置づけていただいたうえで、各機関との役割分担を調整していくということで、確かに今困っておられる方がおられるのですが、この問題は支援学校の通学支援のあり方に関することですので、市からお答えできない部分です。役割分担というより、まずは京都府の考えがどうなのかということですが、難しい課題かと思います。</p> <p>このことも課題に挙げながら、今後、他の問題についても、丹波支援学校や市内の学校関係機関とも調整していきたいと思います。</p>
仲委員	<p>就労支援に関して、地域の基幹産業である農業で障がい者雇用に結びつくような施策や体制が何かできないかと、過去の協議会で発言してきましたし、他の委員さんからも意見があったと思います。</p> <p>あと地元の商工会、南丹市として1つになっていても、4町それぞれ取り組みや思いに若干差異があるかも知れませんが、障がいがあっても働きたくても遠くて通勤できないといった人を地元雇用で就労につなげられるように、協議会のあり方も含めて、障がい者の支援につながるような委員さんにぜひメンバー</p>

	<p>入りしていただきたいと思います。個人的にはもっと部会を持つべきだと思っていて、調査結果に障がい認知されていないといった回答もあったので、商工会や地域でがんばっている企業、農業といった身近に働けるところとの関係づくりにもつながるようなことがあればよいと思います。</p>
事務局	<p>農業と地元雇用ということですが、そうしたことも含めて進めるために重点的課題として位置づけて、今までほとんど手をつけてこなかった部分に私どもとしては1歩踏み込ませていただいたつもりです。</p> <p>企業の障がい者理解がないといったことについても、障害者差別解消法ガイドラインを市内の企業に配布しましたが、それを社会福祉課がやっていくだけでは、なかなか進まないと思います。</p> <p>今の枠組みでそれぞれが実施機関という責任において、各機関が主体的に果たせる役割とは何かということ、これから詰めていきますので、いただいたご意見についても各機関との協議のなかで検討していきたいと思っています。</p> <p>南丹市のなかでも社会福祉課は福祉部門ですが、商工観光や農業の部門もありますので、この枠組みから派生する話があれば、こうした部署とも連携しながら進めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>他に何かございませんか。</p>
上西委員	<p>取り組むべき課題のなかでということではないですが、放課後等ディサービスは放課後の利用が基本ということで、不登校児童の受け皿という認識はしていません。</p> <p>放課後デイ事業所には、これまで1度も実施指導に入っていないので、今年度は行かせていただく予定ですが、個別支援計画を作成していないと聞いたこともありますので、そうしたことも含めて指導に入らせていただきたいと思っています。放課後デイは「預かり」ということではありませんので。</p>
事務局	<p>不登校の受け皿として教育でやるべきところを、放課後デイ事業所がしてしまっているということではなく、放課後デイの役割を果たしたうえで、色々な保護者対応等も含めて、事業所側から「ここまでうちがやらなければいけないのか」というところまで担っている」という意見があるという意味です。</p>
上西委員	<p>保健所からの情報提供ですが、ぬくもり京都丹波フェスタについて、説明させていただきます。</p> <p>これは亀岡市・南丹市・京丹波町の事業所と保健所が、9月24日にイオンモール京都桂川で開催しました。イオン株式会社と府の地域活性化包括連携協定に基づき、通常ならとても高い会場費がかかるのですが、予算枠のなかで費</p>

	<p>用を抑えた形で会場を使用させていただきました。</p> <p>商品の販売・さをり織りの体験・ご当地キャラと写真を撮ろうといった内容で、実績としては、来場者数は現在集計中ですが、昨年のフェスタ来場者数は約2万人、イオンモール京都桂川の来場者数は約5万人で、今年も同程度の来場者があったと思われます。売上額は65万円、購入者数は809家族ということで、売上額・購入者数とも前回を上回る結果になりました。</p> <p>今回2回目ということで、いかに集客につなげて会場内に入ってもらえるのか、商品を手にとっていただくのかということ、事前にディスプレイの研修もしており、1回目より開店早々来場していただいたことが研修の効果ではないかと思っています。</p> <p>事業所と保健所の連携や事業所同志の交流が図れたことが1つの成果でもあり、大きな会場で開催したということで、定期的で開催してほしいといった声や後で事業所に問合せがあったりして、事業所から来年度もしたいといった声も上がっており、現段階では来年度も開催したいと考えています。</p>
高向委員	<p>参加した事業所もイオンモールという一流のお店で、利用者というより販売員として参加しなくてはいけないということで、普段とは違う姿勢で取り組めたので、それが就労とか自立につながるような契機になればと思っていますので、またご協力をよろしくお願いします。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
横谷委員	<p>成年後見人制度については、これまでも協議会で色んなご意見がありました。後見人を確保してほしいということと、制度の内容を当事者やご家族の方が知らないの、わかりやすい周知に努めていただきたいと思います。</p> <p>それと日常生活自立支援事業ですが、パンフレットもないし、知らない人が多いです。これも周知に努めていただきたいと思います。</p>
榎本所長	<p>成年後見人制度については、普及啓発が重点課題であり、後見人の養成に関しても、今年度後半から市民後見人養成講座を実施していくということで取り組んでいるところです。権利擁護事業そのものの全体的な取りまとめをしながら、制度がうまく活用できるような体制を緊急に検討し、よりよいものにしていかなければならないと考えております。</p> <p>福祉サービス利用援助事業については、社協に担当していただいておりますが、利用者も増えて困難ケースも多く、対応が繁雑になってきていると聞いております。必要性のある方については、生活保護であったり、障がいの関係はもちろん生活困窮者自立支援相談事業も実施しております。そのなかで、相談</p>

	<p>に応じて必要性がある方については、制度利用を進めております。</p> <p>制度周知が必要というご指摘ですが、社協とも連携しながら、対応していきたいと考えております。</p>
横谷委員	実績としては増えていますか。
榎本所長	増えております。
事務局	制度周知については、障がい者福祉のあんない版にも掲載していますし、社協においても、生活困窮者自立支援相談事業のパンフレットを全戸配布していただいております。
奥村委員	<p>後見人を立てると、その時だけで終わればよいのですが、勝手に辞められない、交代も裁判所への手続きが必要で、1度選任されると一生続きます。</p> <p>親族後見や無料でやってもらえるなら別ですが、通常は月2万円ぐらいの報酬が発生します。お金を持っている人ならよいのですが、そうでない人は、申立てするのに診断書3万円、鑑定書10万円、月2万円払っていけば、50万円相続しても2年たったらなくなってしまいます。本人の資産が目減りして、買い物とか控えないといけなくなります。本人は後見人制度を理解していないため、こうなると納得されません。なかなか重度の知的障がいのある方が理解できる制度ではありませんから。</p> <p>もともと本人を守るための制度ですが、払うお金の方が大きいのなら果たして本人のためになっているのかと思います。南丹市には、こうした人に対する補助制度はあるのですか。</p>
榎本所長	<p>そうした実態があることは承知しております。現在、市長申立てをした人のうち資産がない人のみ市から援助する制度はありますが、それ以外の人で、後見人に報酬を支払うことで生活が圧迫されるような低所得者に対する制度はありません。今後、検討しなければならない課題と認識しております。</p>
会長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>特にないようですので、異議がないということを確認したいと思います。以上について異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
会長	<p>異議なしの声をいただきましたので、ご承認いただけるようでしたら挙手をお願いいたします。</p>
	(挙手)

<p>会長</p>	<p>挙手全員により、原案のとおり承認されたものとします。 続いて、(3) その他について、各委員さんや事務局から何かございましたらお出してください。 特にないようですので、本日の議事を終了させていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>内藤会長には、円滑に議事を進めていただき、ありがとうございました。 それでは、閉会にあたり、吉野 隆副会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>副会長</p>	<p>大変貴重な時間を割いていただき、ありがとうございました。 内藤会長様には、議事進行をお世話になり、また、ご出席いただいた委員の皆様には、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 事務局には、本日の協議でご承認いただきましたので、執行いただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、以上をもちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会します。 本日は、お忙しいなかのご出席、誠にありがとうございました。</p>